

令和2年度 市民税・県民税のご案内

【問合わせ】 税務課 ☎84-0620

令和2年度の市民税・県民税(以下、個人住民税)は、令和2年の1月1日時点で住所のある市区町村で、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。令和2年1月1日以降に半田市から他の市区町村へ転出された場合でも、令和2年度の個人住民税は半田市に納付していただくこととなります。

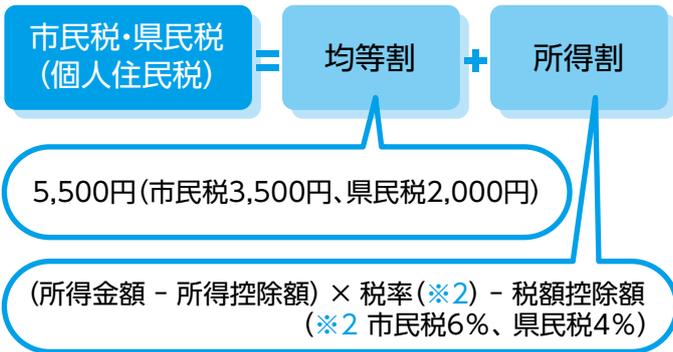
個人住民税

令和2年度の個人住民税額については、6月上旬に送付する「市民税・県民税納税通知書」にて通知します。(給与もしくは公的年金から個人住民税が天引きされる方は「特別徴収(※1)税額の決定通知書」にて通知します。なお、給与から個人住民税が天引きされる方につきましては、勤務先を通じて「特別徴収税額の決定通知書」をお渡ししております。配付時期につきましては勤務先にお問合わせください。)

※1 特別徴収：給与支払者または年金支払者が個人住民税を給与または年金から差し引いて納める方法

計算方法

個人住民税には、一定の所得金額を超える方に定額で課税



される均等割と、所得金額に応じて課税される「所得割」があります。個人住民税の税額は、「均等割」と「所得割」の合計額となります。

納付方法

個人住民税の納付については左記の3つの方法があります。※複数の所得がある場合、複数の納付方法に分かれる場合があります。

1. 普通徴収

◆ 納付方法
納税者が自ら口座振替または市から送付される納付書で納める方法。

◆ 納付の時期

6月、8月、10月、翌年1月

2. 給与からの特別徴収

◆ 納付方法
給与支払者が毎月の給与から差し引いて納める方法。

◆ 納付の時期

6月、翌年5月の各月

3. 年金からの特別徴収

◆ 納付方法
年金支払者が2か月毎の年金から差し引いて納める方法。

◆ 納付の時期

4月、翌年2月の偶数月

市民税・県民税の減免について

納税が困難な事情があるときは、その状況に応じて減免を

受けられる場合があります。減免を受けようとする方は、お早めに「減免申請書」をご提出ください。

◆ 6月30日現在で前年中の合計所得金額が200万円以下の人のうち、今年中の合計所得金額が2分の1以下に減少すると認められる人
◆ 雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格のある人のうち、前年中の合計所得金額が200万円以下の人

※詳しくは、市ホームページをご参照ください。



▲個人住民税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入の減少で、納税相談を受けた方は、収納課(☎84-0625)へお問い合わせください。